○防衛省告示第百五十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年六月二十七日

防衛大臣　中谷　元

日　時　平成二十八年七月十一日の〇七〇〇から一七〇〇（予備、同月十二日の〇七〇〇から一二〇〇）まで

区　域　若狭湾北方の次の(ア)から(キ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点より(キ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒
東経一三四度五九分五〇秒

(イ)　北緯三七度一一分一一秒
東経一三五度二九分四九秒

(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒
東経一三五度三九分四九秒

(エ)　北緯三六度四〇分一一秒
東経一三四度五九分五〇秒

実施艦等　自衛艦八隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百五十三号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十八年六月二十七日

防衛大臣　中谷　元

日　時　平成二十八年七月十三日から同月十六日（予備、同月十七日）までの間、毎日〇六〇〇から十九〇〇まで

区　域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度一六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の区域

実施艦等　自衛艦十一隻

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○九州地方整備局告示第九十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年六月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月二十七日

九州地方整備局長　小平田浩司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
福岡県京都郡苅田町大字二崎字二ノ坪一一八番二から同町大字二崎字三ノ坪一七七番五まで	前	一〇・九〇～一一・〇〇メートル　〇・〇四九キロメートル
	後	一三・二〇～一四・〇〇メートル　〇・〇四九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局北九州国道事務所

○九州地方整備局告示第百号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年六月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月二十七日

九州地方整備局長　小平田浩司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百一号	福岡県京都郡苅田町大字二崎字二ノ坪一一八番二から同町大字二崎字三ノ坪一七七番五まで	九州地方整備局及び同局北九州国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年六月二十七日

○九州地方整備局告示第百一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

平成二十八年六月二十七日

九州地方整備局長　小平田浩司

第1　起業者の名称　宮崎県及び鹿児島県

第2　事業の種類　県道飯野松山都城線改築工事及び県道志布志福山線改築工事（都城志布志道路「金御岳工区、末吉道路及び有明志布志道路」・宮崎県都城市梅北町地内から鹿児島県曽於市末吉町南之郷字後原畑地内まで及び志布志市志布志町安楽字稲荷迫地内から同市志布志町安楽字甘割地内まで）並びにこれに伴う県道及び市道付替工事

第3　起業地

1　収用の部分　宮崎県都城市梅北町地内
鹿児島県曽於市末吉町南之郷字大内田、字野中田、字樋ノ口、字大沢津、字中川原、字逆水、字カナド、字陳ノ前、字檍山、字牧、字松ヶ迫、字黒房、字ホキ山及び字後原畑地内

鹿児島県志布志市志布志町安楽字稲荷迫、字高吉、字宇都上、字大渡、字船迫、字長迫、字見帰、字宮ノ上、字下堀、字坂上及び字甘割並びに志布志町志布志字見帰、字尖堀及び字仮又地内

2　使用の部分　宮崎県都城市梅北町地内
鹿児島県曽於市末吉町南之郷字野中田、字中川原、字逆水、字カナド、字陳ノ前、字檍山、字牧及び字黒房地内

鹿児島県志布志市志布志町安楽字高吉地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、宮崎県都城市五十町地内の五十町インターチェンジを起点とし、鹿児島県志布志市志布志町安楽地内の志布志インターチェンジ（仮称）を終点とする延長28.9kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画とする「県道飯野松山都城線改築工事及び県道志布志福山線改築工事並びにこれに伴う県道及び市道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「県道飯野松山都城線改築工事及び県道志布志福山線改築工事」（以下「本体事業」という。）及び本体事業の施行により遮断される県道の従来の機能を維持するための付替工事は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第2号の要件への適合性

起業者である宮崎県及び鹿児島県は、既に本件事業を開始していること、県道飯野松山都城線及び県道志布志福山線（以下これらを「本路線」という。）は、道路法第7条の規定に基づき宮崎県知事及び鹿児島県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により宮崎県及び鹿児島県が道路管理者となることなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第3号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

本路線のうち、県道飯野松山都城線は、鹿児島県志布志市有明町伊崎田地内を起点とし、宮崎県都城市甲斐元町地内を終点とする延長20.2kmの道路であり、また、県道志布志福山線は、鹿児島県志布志市志布志町安楽地内を起点とし、霧島市福